

砥部町保健センター公式 SNS 運用基準

制定 令和 7 年 11 月 5 日

(目的)

第 1 条 この基準は、砥部町情報セキュリティ対策基準（令和 5 年砥部町訓令第 13 号）に基づき、砥部町保健センターが開設する公式 Instagram、公式 Youtube 等の SNS（以下「公式 SNS」という。）を利用者等への情報提供媒体として運用していくため、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第 2 条 運用する公式 SNS の種類及びアカウントは、以下のとおりとする。

種類	アカウント
Instagram	@tobe_nemo2025（園芸を通じた健康づくり事業）
	@tobe.genkinet（母子保健事業）
You tube	@tobe_nemo2025（園芸を通じた健康づくり事業）

- 2 公式 SNS の管理、設定等の総合的な管理運営は、砥部町保健センター担当職員（以下「担当職員」という。）が行うものとする。
- 3 投稿は原則として担当職員が行うものとする。
- 4 公式 SNS での情報発信に係わる者は、砥部町情報セキュリティポリシー等、関係規定を遵守して情報発信を行わなければならない。

(運用管理者)

第 3 条 公式 SNS の適切かつ円滑な運用を図るため、公式 SNS 運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

- 2 運用管理者は、保険健康課長をもって充てる。
- 3 運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 公式 SNS で発信する情報の内容に関すること。
 - (2) その他公式 SNS の運用に関すること。
- 4 運用管理者及び担当職員は、第三者に公式 SNS の ID 及びパスワードを開示してはならない。

(発信内容)

第 4 条 公式 SNS において、発信する情報は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 作業状況、作業風景、開花時期やイベント情報
- (2) その他運用管理者が適当と認める情報

(運用方法)

第 5 条 公式 SNS の運用方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 情報発信のみを行いコメントに対する返信は原則行わない。ただし、国、地方公共団体その他公共性の高い機関及び町が有益と判断した場合は、この限りでない。
- (2) コメントに対する返信を行わない旨を公式 SNS のページ情報欄に明示しなければならない。
- (3) 投稿に記載するリンクのリンク先は、原則とし町ホームページのみとする。ただし、国、地

方公共団体その他公共性の高い機関及び町が有益と判断するホームページで、特に運用管理者が認めるものは、この限りでない。

(4) 投稿の発信等における対応時間は原則として午前9時から午後17時までとするが、運用管理者が必要と認める場合はこの限りではない。

(5) なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ユーザーネームをホームページ上に明示するものとする。

(6) 公式 SNS の運用主体及び発信する内容、発信方法について、運用方針を策定し、町ホームページ上で明示するものとする。

(禁止事項)

第6条 公式 SNS においては、次に掲げる情報についての投稿を行ってはならない。

(1) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報

(2) 人種、思想、信条、職業等により差別し、又は差別を助長させる内容を含む情報

(3) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含む情報(職務上発信することが必要な情報を除く。)

(4) 法令等に違反する行為をあおる内容を含む情報

(5) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができる情報

(6) わいせつな内容を含む情報その他の公序良俗に反する内容を含む情報

(7) 第1号、第2号、第4号及び前号の内容を含むホームページ等を紹介する情報

(8) 信頼性に乏しい情報

(9) 施設等の施策の意思形成過程に関する情報

(10) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害する情報

(11) 機密性2以上に該当する情報

(免責事項)

第7条 次に掲げる事項について、施設等はいかなる責任も負わないものとする。

(1) 利用者が公式 SNS 上に掲載されている情報を用いて行う一切の行為

(2) 公式 SNS に関連して生じた利用者間のトラブル又は損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、公式 SNS に関連して生じる損害

(知的財産権)

第8条 公式 SNS において掲載している全ての情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、砥部町保健センター又は原著作者に帰属する。ただし、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合は、この限りでない。

(運用基準の変更)

第9条 本基準は必要に応じて事前に告知なく変更することができるものとする。

(公式 SNS の廃止又は停止)

第10条 公式 SNS の運用を継続することが困難となった場合は、その理由を町ホームページに明記し、公式 SNS の運用を速やかに停止し、又は廃止するものとする。

2 公式 SNS の利用及び管理に関し、法令違反その他の不正な利用があったときは、速やかに公式 SNS の運用を停止するものとする。

附 則

この基準は、令和7年11月5日から実施する。